

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に基づき、社会的責任を担う企業として、経営統治体制の構築に取り組むなど、企業の持続的な成長と各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努める。なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス基本方針」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-4株主総会における権利行使】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。

株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うべきものと考えており、新型コロナウイルス感染症に対する対策の一環として、株主の権利が実質的に確保されるためにプラットフォームの導入を検討してまいります。

【補充原則 1-2-3株主総会における権利行使】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

招集通知の早期発送、参考書類を中心とした株主総会招集通知の英訳及びその他株主の権利行使にかかる制度の整備に努めておりますが、決算発表の延期等の事情により、十分余裕をもった招集通知の発送が困難となりました。今後は株主との建設的な対話の充実の基礎となる重要な情報である点に鑑み、当社ホームページでの早期開示とともに早期発送に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式に関する方針】

基本方針として、「持続的な成長と企業価値の向上を図るため、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持、業務提携など経営戦略の一環として、政策的な目的により株式を保有する。

2. 当社は、取締役会において個別の政策保有株式の保有の目的の適切性を毎年検証する。

3. 当社は、政策保有株式の適切性が認められない場合は、これを売却する。」こととしております。

上記方針にもとづき、政策保有株式の保有要否を取締役会において、検証いたしました。

【原則1-4 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準】

基本方針として、「当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものではないかを確認し、賛否を判断した上で、議決権を適切に行使する。また、必要に応じ、相手方と対話により議案の趣旨を確認する。」こととしております。

上記方針にもとづき、提案されている議案について確認し、政策保有株式に係る議決権の行使をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

基本方針として、「当社は、関連当事者との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、公正かつ適正に行うものとし、法令及び社内規則に基づき事前に取締役会の承認を得る。また、当該取引の終了後にはその結果を取締役会に報告するものとする。」こととしております。

上記方針にもとづき、毎事業年度ごとに関連当事者の確認を行い、関連当事者間の取引がある場合にはその妥当性を確認しております。

【原則3-1 (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

当社の企業理念については、以下のとおりとしております。

当社グループは、「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」を使命に掲げ、「技術革新を先取りし金融との融合を通じて成長する企業グループ」を目指す。そのために、人と多様性を尊重した上で、誠実に社会の課題に取り組み、より良い地域、より良い社会、より良い未来を構築する(“ Integrity”)。また、社会の課題に対し、当事者意識をもって、未来を構想する(“ Imagination”)。そして、変化を恐れずその構想の実現のため行動する(“ Entrepreneurship”)。

Our Mission 日本アジアグループの使命

安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献

“ Save the Earth, Make Communities Green ”

Our Vision 日本アジアグループの目指す姿

技術革新を先取りし金融との融合を通じて成長する社会企業グループ

Our Values 日本アジアグループの価値観

また、中期の経営戦略、経営計画については、ホームページ等を通じて公開しております。
しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業績等を合理的に算出することが困難なこともあり、その開示を控えさせていただいております。今後、新型コロナウイルス感染拡大による混乱が収束し、2021年3月期を含めた業績等の見通しの開示が合理的に可能となった段階で公表いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2003年4月より確定拠出年金制度を導入しております。運営管理業務は、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社(以下J-PEC)に委託し、子会社とともに定期的なモニタリングレポートの共有を受け、確定拠出年金制度の運用に役立てております。J-PECのHPにて、社員はライフプランのシミュレーションを行い、商品のラインナップや属性、運用実績等を確認し、自由に商品選択を行います。また、同HP内にある様々なコンテンツを活用した投資教育やマッチング拠出制度の利用推進により、社員の自由な資産形成を支援しております。

【原則3-1 (iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

当社は、取締役の選解任・報酬等に関し、取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会を設置しております。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続きは、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る方針を定めております。その上で、取締役会が取締役報酬総額を、指名報酬諮問委員会が取締役の個別報酬をそれぞれ決定しております。

【原則3-1 (iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】

方針として、「当社は取締役会を、取締役会の実効的かつ安定的な運営の観点から以下の事項を原則とした規模・構成とする。

取締役会を、活発な議論と迅速な意思決定が行える適切な規模とする。

取締役(社外取締役を除く)について、人間的・職業的な倫理観や高潔さを持ち、事業子会社の状況のみならず、グループ全体の方向性を理解し、グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できる者を取締役として選任する。

社外取締役について、取締役会による経営に対する監督機能という役割を踏まえ、高い見識、事業の理解、多様な視点を持つ者を複数名選任する。

取締役会の多様性の観点から、取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮する。

取締役の解任は、いずれかに該当する場合に行う。

- 公序良俗に反する行為を行った場合
- 健康上の理由等から職務の継続が困難となった場合
- 職務を懈怠すること等により、著しく企業価値を毀損させた場合」としております。

【原則3-1 (v)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明】

取締役候補の指名の理由は、第33回定時株主総会(2020年6月25日開催)の株主総会招集ご通知の参考書類をご参照ください。
監査役候補の指名の理由は、第33回定時株主総会(2020年6月25日開催)の株主総会招集ご通知の参考書類をご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、会社法、関連法令および定款に定める事項、株主総会の決議により授權された事項、経営方針等の重要な業務執行、利益相反の適切な管理に関する事項を判断し、決定しております。また、それ以外の業務執行の決定に係る事項を代表取締役委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の向上のため、独立社外取締役を2名選任しております。現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しております。

社外取締役および社外監査役を中心とした会合を開催し、経営陣から独立した立場に基づく情報交換の場を設けております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外取締役独立性判断基準」を定めて運用しております。

【原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効的かつ安定的な運営の観点から以下の事項を原則とした規模・構成としております。

取締役会を、活発な議論と迅速な意思決定が行える適切な規模とする。

取締役(社外取締役を除く)について、人間的・職業的な倫理観や高潔さを持ち、事業子会社の状況のみならず、グループ全体の方向性を理解し、グループ全体の発展と経営の高度化に寄与できる者を取締役として選任する。

社外取締役について、取締役会による経営に対する監督機能という役割を踏まえ、高い見識、事業の理解、多様な視点を持つ者を複数名選任する。

取締役会の多様性の観点から、取締役会の全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮する。

取締役の解任は、いずれかに該当する場合に行う。

- 公序良俗に反する行為を行った場合
- 健康上の理由等から職務の継続が困難となった場合
- 職務を懈怠すること等により、著しく企業価値を毀損させた場合

監査の実効性を確保する観点から、以下の事項を原則とした規模・構成とする。

監査役の選任にあたっては、会社経営、法務、財務・会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識・経験を有する者をバランスよく選任する。
監査役のうち1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者とする。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況】(各取締役及び監査役の兼任先の会社名、役職等)

各取締役、監査役の役職区分、氏名、兼任先の状況は次のとおりです。

取締役 呉 文 繡 国際航業株式会社 代表取締役会長
取締役 西田 信一 JAGフォレスト株式会社 代表取締役社長
社外取締役 田辺 孝二 株式会社リケン 社外取締役

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保に関する分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、社外役員のうちから取締役会実効性評価委員を選任し、取締役会実効性評価を行いました。

評価手法としては、2020年4月から2021年3月までの評価期間に対して実効性評価委員にアンケートを実施し、そのアンケート結果を基に実効性評価委員間で討議した上で、評価検討内容を報告書に取りまとめ、取締役会に報告しました。

取締役会は、この報告を受け、当社の取締役会全体の実効性評価を実施しております。

その結果、当社の取締役会において、規模・構成・取締役会の運営状況・役員の資質等において、経営に対する監督機能を発揮するための体制が構築されていることを確認しました。また、取締役会の議論についても自由闊達な議論を尊重する文化が形成されていること、取締役および監査役がそれぞれ積極的に議論に参加し貢献していることを確認しました。

【原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、方針として、以下のとおり定めております。

- (1) 取締役および監査役は、その役割・責任を適切に果たすために、当社グループの経営戦略・経営課題、財政状態・経営成績等その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集するとともに、職務遂行に必要な知識の継続的な更新に努める等研鑽を積まなければならない
- (2) 当社は、個々の取締役および監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に、職務遂行に必要な情報や知識の提供および必要かつ適切なトレーニング費用の支援を行う。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として以下のとおり定めております。

(1) 株主との建設的な対話の実現全般を担う経営陣または取締役の指定

代表取締役および情報取扱責任者となる取締役が対話を担う。

(2) 対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策

IRを担当する部署が中心となり、株主の意見・要望等に応じて、関連部署と連携し、株主との建設的な対話の実現を補助する。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組み

定期的に投資家向け説明会や個人株主向けの説明会を実施する。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主からの意見・懸念等は、代表取締役、情報取扱責任者取締役およびIR担当部署の間で共有し、概要をまとめた上で定期的に取締役会に報告する。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報の管理にかかる社内規程に従い、法令違反を生じないよう適切に情報を管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シティインデックスイレブンス	4,213,200	15.35
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED	2,624,800	9.56
藍澤証券株式会社	2,088,760	7.61
株式会社エスグラントコーポレーション	1,714,000	6.24
株式会社南青山不動産	1,360,000	4.95
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,300,050	4.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,080,000	3.93
JA PARTNERS LTD	673,600	2.45
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	580,800	2.12
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	561,800	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1) 持株比率は、自己名義株式(316,312株)を控除して計算しております。

(2) 株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)の所有株式580,800株は、株式給付信託(BBT)制度導入に伴う当社株式であります。

なお、当該株式は、連結計算書類においては自己株式として処理しております

(3) 前事業年度末現在主要株主であった藍澤証券株式会社は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、株式会社シティインデックスイレブンスが新たに主要株主となりました。

(4) 2021年3月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村幸弘氏が2021年3月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2021年3月31日現在における実質所有株主数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりませ

ん。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

(氏名) 野村幸弘、(住所) ナッシム ロード、シンガポール、(保有株検討の数) 1,256,400株、(株券等保有割合) 4.53%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社として株式会社KHCを保有しております。

グループの統合的運用から各社への事業力強化へ注力する方針のもと、同社の市場価値向上によるグループ全体への寄与と、独立性を確保することで、同社グループがより自律的な経営視点と成長戦略を持つことができると考えており、幅広い領域へ機動的に事業展開することで、さらに強固な経営基盤を持つ企業グループになることを目指します。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田辺 孝二	学者													
八杉 哲	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 孝二		当社は同氏を独立役員として指定している。	公務員経歴者および学識経験者として幅広い見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

八杉 哲	当社は同氏を独立役員として指定している。	証券会社および大学教授における豊富な経験と経営学での専門的見識を有しており、当社取締役就任後、社外取締役として、取締役会に出席し、議案・審議等において適切な助言・提言を行っています。また、取締役会実効性評価の検討委員として、当社の経営の透明性・公平性を高めるため、積極的に取締役会のあり方についてのご提言をいただいております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
------	----------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	3	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の選任・報酬の決定に当たり、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜情報交換等を行い、緊密に連携をとっております。また、内部監査部門は実施した内部監査結果について、終了の都度、監査役に報告を行うとともに定期的な意見交換会の開催など、緊密に連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 一男	他の会社の出身者													
吉本 清志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 一男		当社は、同氏を独立役員として指定している。	海外を含めたベンチャーキャピタルでの長年の業務執行(企業支援)の経験と複数の会社での監査役(社外役員)としての豊富な経験を有しており、当社監査役就任後、企業経営、法務に関するの識見を活かし、監査役としての職責を果たしております。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
吉本 清志		当社は、同氏を独立役員として指定している。	事業会社での専門的な知識と会社経営の経験を有しており、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、同氏が社外監査役として適任であると判断し、監査役として選任いたしました。また、同氏は当社の主要株主・取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

第33期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)に開催された取締役会全23回において、当社の独立役員である、社外取締役田辺孝二、社外取締役八杉哲、社外監査役小林一男は、そのすべて(出席率100%)に出席し、社外監査役吉本清志は第33回定時株主総会で選任され就任した後の全20回総てに出席し、それぞれ適切な助言・提言をいただいております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬等は、短期インセンティブとしての「賞与」、長期インセンティブとしての「株式給付信託」で構成しております。「賞与」は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることより、企業価値の持続的向上を図るため、前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の5%以内と定める変動枠の範囲内で支給している業績連動報酬等(金銭)です。「株式給付信託」は、取締役が当社株式保有を通じて株主の皆様と株価上昇によるメリット及び株価下落によるリスクを共有し、企業価値の持続的向上に対する意欲や士気をより一層高めるため、取締役に対して非金銭報酬等として株式報酬を交付する制度として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。2020年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役5名に対し177百万円(うち社外取締役2名 26百万円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役報酬の額の決定方法

取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針は、指名報酬諮問委員会にて個別報酬額を審議し当社取締役会へ取締役報酬額を答申しております。取締役会は答申内容を尊重し取締役会にて取締役報酬額を決議しております。

(2) 取締役報酬の額の決定に関する方針の内容

当社は、グループの企業価値向上に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、役員報酬を位置づけています。

また、役員報酬の設定にあたってはコーポレートガバナンス強化の視点から、以下の点を考慮するものとします。

職務執行の対価として十分であり、取締役の果たすべき役割に応じた、競争力のある報酬水準であること。

経営方針の完遂、会社業績および企業価値の向上に向けて、インセンティブに足りうるものとする。

会社の業績等の評価を踏まえて、公正で透明性の高い手続きに従い、客観性のあるものであること。

(3) 報酬等の内容

取締役報酬は、各取締役の役割に応じて、固定報酬である「基本報酬」、業績連動報酬等として、短期インセンティブとしての「賞与」、長期インセンティブとしての「株式給付信託」で構成しております。

「基本報酬」は、月例の固定報酬であり、その額は役位、職責、在任年数に応じて決定されます。

「賞与」は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることより、企業価値の持続的向上を図るため、前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の5%以内と定める変動枠の範囲内で支給している業績連動報酬等(金銭)です。賞与の算定基礎として用いる業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に属する当期純利益であり、これらの指標が取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、及び企業価値の持続的向上を図るために最も適していることより選定しております。

「株式給付信託」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。同制度においては、役員株式給付規程に基づき、役職、連結売上高の年度目標に対する達成率、及び個人別業績達成度に応じて定まる数のポイントが取締役に対して付与されます。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置いておりませんが、社外取締役および社外監査役から要請を受けた事項については、総務所管部門において補助を行っております。なお、社外監査役には、担当役員の判断により、総務所管部門を通じて重要事項に関する資料を適宜提供する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループは、ステークホルダーの皆様との調和を重視し、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。コーポレート・ガバナンスコードの趣旨・精神を踏まえたうえで、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しており、体制を整備しております。

(1) 持株会社制度の採用

当社グループは、事業子会社が事業執行機能を担い、当社が事業子会社を株主の立場から評価・監督し、経営資源の戦略的活用とガバナンスの実効性を確保したグループ運営の遂行を目的に持株会社制度を採用しております。業務執行においては、経営の責任を明確化し、適時、適確な意思決定を図れる体制としております。

(2) 経営体制

当社は取締役会において第三者の視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役2名を指名しております。取締役会において、法令、社内規定に基づく取締役会決議事項の審議、決定を行うほか、重要な事項を議論・共有・連絡する場としております。

(3) 監査体制

当社は、各監査役が独立した立場で取締役の職務全般の執行を監督する監査役会制度を採用しております。監査役3名のうち2名を社外監査役としております。各監査役は、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席するほか、代表取締役及び経営幹部との会合や、当社グループ全体の監査を行っております。また、主要な事業子会社には監査役を置き、定期的にグループ監査役連絡会を行っております。内部監査においては、社長直轄の内部監査室(2名)を設け、組織、業務活動等の有効性および効率性、コンプライアンスへの適合性等を検証し、改善のための提言又は是正のための勧告を行っております。また、持株会社の立場から、網羅的にグループ会社の監査結果についてレビューを行っております。

当社及び主要子会社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

内部監査、監査役監査および会計監査は、それぞれ監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制委員会と適宜意見交換を実

施し、関連資料・情報の入手を行っております。

(4)指名、報酬決定等の機能

指名、報酬決定等の機能については、コーポレートガバナンスに関する基本方針第18条、第19条、第21条、第22条、第23条に記載しておりますので、ご参照ください。

(5)責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社および当社グループは、持続的な成長を経営の最重要課題としています。その実現のため、各ステークホルダーとの調和を重視した企業文化、風土の醸成に努めていくことが重要と考えています。このような中で、「安心で安全、そして持続可能なまちづくりで社会に貢献」する企業として競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。そのために、経営判断の迅速化とコーポレート・ガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上を重要な課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実に向けてコンプライアンスの徹底に取り組むとともに、積極的かつ迅速な情報開示による経営の透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策ならびに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	【補充原則 1-2-3株主総会における権利行使】をご参照ください。株主総会招集通知は株主総会開催日の20日前までを目処に当社ホームページ上に掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳(要約)を作成し、当社英文ホームページにおいて掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知等を掲載しているほか、株主総会では事業報告・計算書類・決議事項についてビジュアル化を図るなど株主様の理解を深められるよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年2回(中間決算、本決算発表後)証券アナリストや機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。2020年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点より、開催を行っておりません。説明会資料のみ当社ホームページにて掲示しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、グループ事業紹介、財務・株式情報、決算説明会資料及び動画などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 所管部門に専門スタッフを配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、広く社会から信頼される企業グループとしてステークホルダーと良好な関係を構築し、社会に積極的に貢献すべく、「日本アジアグループ企業行動基準」を定め、コンプライアンスを重視した誠実な企業行動を実践する。(コーポレートガバナンス基本方針第6条)
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、自然災害の復旧・復興活動に対し社会基盤整備と空間情報に関する総合コンサルタント企業として、被災情報を把握するための航空写真撮影や、専門技術者の派遣などを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、従業員、地域社会、株主・投資家等のステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報を適時適切に開示するとともに、経営陣が主体性をもって、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーション活動を行う。(コーポレートガバナンス基本方針第7条)
その他	統合報告書を作成、当社HPにて公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動指針を定め、グループの役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成をはかる。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
- (3) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループの内部監査部門と協同してグループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会にグループ全体の監査総括報告を行う。
- (4) グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
- (2) 取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できる状態を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、一般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
- (2) 災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、グループにおけるリスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営組織を構築し、取締役会において代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。
- (2) 業務が効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める決裁規程や職務権限規程を確保する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」により、グループ各社が担うべき役割を明確にし、持株会社としてグループ各社の最適な運営をはかる。
- (2) グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ事前協議・報告を行わせるなどグループ企業の管理の視点から業務の適正を確保するための体制を確保する。
- (3) グループ全役職員が、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合に、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる体制を確保する。
- (4) 当社の監査役会において、グループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催する。

6. 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。
- (2) 補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととするとともに、その人事評価・異動・処遇については、監査役会の同意により決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役への出席の機会の確保、重要な決裁書類等の社内文書の提出または閲覧できる具体的手段を確保する。
- (2) 内部情報に関する重要事実等が発生した場合は、グループの取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を確保する。
- (3) 監査役の要請によりグループの取締役・使用人に報告を求められた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。
- (4) 監査役に報告・情報提供を行った当社および子会社の役員・使用人に対し、不利益な取扱いを行わない。
- (5) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携がとれる体制を確保する。
- (2) 内部監査部門が、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携がとれる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。
3. 反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
4. 反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
5. いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2021年3月9日付で公表いたしました「株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念に基づく当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」（以下「本プランプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号、以下「本基本方針」といいます。）を決定し、さらに本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、具体的かつ切迫した懸念のあるシティ社ら（株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティ社」といいます。）並びにシティ社の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）及び共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいいます。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）をいいます。以下同じです。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする大量買付行為及びシティ社らによる当社株式を対象とする大量買付行為の具体的かつ切迫した懸念が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大量買付行為への対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

そのような中、2021年4月26日付で公表いたしました「新株予約権の無償割当ての中止に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、同年3月22日開催の当社取締役会において、本プランに基づき甲種新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てることを決定しておりましたが、本新株予約権の無償割当てに対する裁判所の決定、当社における独立した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの勧告等を踏まえて、当社取締役会は、同年4月26日に、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

また、シティ社は、2021年4月27日、当社株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しましたが、同年6月18日付で当社が公表いたしました「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（中立）のお知らせ」に記載のとおり、本特別委員会から、当社とシティ社が本公開買付け後に当社グループ（当社、その子会社及び関連会社を総称していいます。）の企業価値の向上について協議を続けることが妥当であると考え、当然に、本公開買付けに対し本プランに基づく対抗措置を発動すべきではない旨の答申を受領したことを踏まえ、同日開催の当社取締役会において、本公開買付けについて、本プランに基づく対抗措置を発動しないこととする旨を決議いたしました。

本プランの有効期間は、原則として、2021年開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとなっているところ、(i)以上の経緯、(ii)本特別委員会からの本プランを有効期間満了をもって終了させることは適当である旨の勧告、及び(iii)シティ社が、本公開買付け終了後に本公開買付けの結果を受けて、改めて当社と協議を行うこと等を公表しており、また、当社としても今後もシティ社と協議を実施する意向を有していること等の諸般の事情を踏まえて慎重に検討を重ねた結果、本プランの原則どおり、2021年6月30日開催の当社取締役会の終結時の有効期間満了をもって本プランを終了させることを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの終了後も、引き続き当社の企業価値の向上に向けた取組みを進めるとともに、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとしたステークホルダーへの説明や経営の健全性、透明性を高めることで企業価値の向上を目指し、公正かつ適時・適切に開示を行っております。

(1) 適時開示に関する基本方針

当社は、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さま方に、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時、迅速に開示することをIR活動の基本方針としております。情報の開示にあたっては、関連法規を遵守するとともに、当社および当社グループの事業活動を幅広くご理解していただくように、IR情報を発信いたします。

なお、適時開示までの間における会社情報の取扱につきましては、「インサイダー取引防止規程」を定め、情報漏洩や不正利用の内容適時適切な情報管理の徹底を図っております。

また、適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報につきましても、経営の透明性向上のために当社の理解を助けると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示いたします。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社は、会社情報を開示するにあたり、適時開示規則に定める決定事実に関する情報及び決算に関する情報については取締役会の決議をもって開示しております。

発生事実に関する情報については、関連部署より情報取扱責任者に情報を集約し、情報取扱責任者が開示内容を策定しております。開示にあたっては原則として事前に代表取締役社長の承認を得ております。

当社は、取締役会または代表取締役社長の決議、承認後、情報取扱責任者が関係部門と開示内容について確認を行い、TDnetおよびEDINETにおいて遅滞なく適時開示の手続きをおこなっております。また、適時開示された後、当社ホームページにおいて開示情報を掲載することで、株主および投資家が公平かつ容易に情報アクセスができる機会を確保するよう努めております。

日本アジアグループの適時開示体制の概要



